

【ポ国内制限】新型コロナウイルス感染症に関するポーランド国内制限措置の  
段階的緩和について（5月21日）

<ポイント>

- 5月1日から段階的に緩和されているポーランド国内の制限措置について、5月21日（金）からさらに一部の制限が緩和されます。
- 今回緩和される制限は、屋内の映画館、劇場、オペラ、フィルハーモニー等の文化施設や屋外の遊園地やレクリエーション施設の条件付での再開（防疫措置が執られた上で、聴衆観衆又は利用定員の50%まで等）です。
- 今後も制限が段階的に緩和される予定ですが、今後の感染状況により変更される可能性がありますので、緩和実施の有無を確認した上で、改めてお知らせします。
- 感染者は減少傾向にありますが、新たな変異株の感染が確認されております。引き続き十分にご注意いただき、感染予防措置を心がけて下さい。

4月30日にお知らせしました、5月1日から段階的に緩和されているポーランド国内の制限措置について、5月21日（金）からさらに一部制限が緩和されます。

- 1 今回緩和される制限は、屋内の映画館、劇場、オペラ、フィルハーモニー等の文化施設や屋外の遊園地やレクリエーション施設の条件付での再開（防疫措置が執られた上で、聴衆観衆又は利用定員の50%まで等）です。
- 2 5月21日からの制限内容は以下をご参照下さい。また、制限措置の違反者には罰則がありますので、十分にご注意ください。

【国内制限内容：5/21～】

※国内の感染状況により変更される可能性がありますのでご注意ください。

- (1) ソーシャルディスタンス（1.5m）の確保。
- (2) 密室など限られた空間において、口と鼻をマスクで覆うことが義務化（フェイスガードやマフラー、スカーフは不可）。
- (3) 交通機関の乗客を、座席の100%まで、若しくは座席数の50%と立席数の50%までに制限。
- (4) ショッピング・モール（除く食料品店及び薬局）、敷地面積2,000平方メートル以上の大規模家具販売店・ホームセンター等の営業制限（防疫措置が執られている上で、15平方メートルあたり1名まで）。
- (5) 商店店舗内への入店可能人数が、100平方メートルまでの店舗について10平方メートルに1人、100平方メートル以上の店舗について15平方メートルに1名までに制限され、入店時は、手袋の着用又は手の消毒が必要。

- (6) 市場の店舗及び郵便局内への入店・入局可能人数が、100平方メートルまでの店舗については15平方メートルに1人、100平方メートル以上の店舗について20平方メートルに1人までに制限され、入店・入局時には、手袋着用や手の消毒が必要。
- (7) 飲食店の営業制限（屋内席の利用は不可。屋外席はテーブル間に1mの高さのパーティションがない限り、テーブル間の距離が1.5mで、一つおきに利用可。これまで同様、持ち帰り用、配達用のサービス提供は制限されない）。
- (8) ホテルの利用制限（宿泊可能人数の50%まで。ウェルネス等は利用不可。レストランは上記（7）と同様）。
- (9) ディスコやナイトクラブの営業禁止。
- (10) 屋内外を問わず、見本市、会議などの開催禁止（除くオンライン）。
- (11) 屋内のスポーツイベントは無観客での開催。屋外のスポーツイベントは、観衆は25%まででの開催。
- (12) 博物館及び美術館の利用制限（防疫措置が執られている上で、15平方メートルあたり1名まで）。
- (13) 映画館、劇場、オペラ、フィルハーモニー等の利用制限（防疫措置が執られた上で、聴衆観衆は50%まで。飲食は不可）。
- (14) ウォーターパーク及びジム・フィットネスクラブの営業停止。
- (15) 屋内スポーツ施設及びプールの利用制限（引率付きの青少年のグループのみ収容人数の50%まで利用可）。
- (16) 屋外のスポーツ施設の利用制限（最大50名まで利用可能）。
- (17) ポーランドのスポーツ協会主催の大会へ子供及び青少年の参加が可能。
- (18) 屋外の遊園地やテーマパーク等のレクリエーション施設の利用制限（定員の50%まで）。屋内のものは引き続き閉鎖。
- (19) 教会における宗教行事への参加者を、15平方メートルあたり1人に制限。マスク等の着用及び1.5mのソーシャル・ディスタンスの確保が必要。
- (20) 冠婚葬祭やその他お祝い等のための集会の制限（防疫措置が執られた上で、最大25人まで）
- (21) 公共の場でのイベントや会議及び集会への参加者は、最大5人までに制限。
- (22) 小学4～8年生及び高等教育機関において、リモート授業とのハイブリット授業（小学1～3年生は対面授業が再開）。
- (23) 療養所・リハビリセンターの利用は、リハビリ開始の4日以内の陰性証明が必要。
- (24) 70歳以上は、職業活動、必要不可欠な場合に、宗教的儀式への参加を除き、外出を控えるように要請。
- (25) 可能な限りのリモートワークの導入の要請。

3 今後も段階的に制限が緩和される予定ですが、今後の感染状況により変更される可能性がありますので、詳細が確定したことを確認した上でお知らせします。

4 感染者は減少傾向にありますが、新たな変異株の感染が確認されておりますので、引き続き十分にご注意いただき、マスク着用や手洗い（含む消毒）、うがい及びソーシャル・ディスタンスの確保など、感染予防措置を心がけて下さい。

(問い合わせ先)

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話：+48 22 696 5005

※開館時間のみ[09:00~12:30、13:30~17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号(+48 22 696 5000)へお掛けください(閉館時電話対応委嘱業者がまずは伺うことになります)。

☆メール：[cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

☆HP：[https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/ryouji.html](https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html)